

意味に於ける彼れの「権利」であり、排他的に彼に屬する意思力としての「主觀的法」ではなしに、共同態内に於ける彼れの法律地位としての其の客觀的法である。併し乍ら「主觀的法」を全面的に拒否すると同時に吾人は、吾が國語が、「Recht」といふ語を、「Das Recht」の場合に於ける「法」の意味にも、亦、「Mein Recht」の場合に於ける権利の意味にも使用することを、極めて自然に何等のこだわりも無しに許して居ることの中に既に深き意味が潜んで居ることを看過してはならない。斯くして、共同體思想の中に、個人と全體との對立が征服せられて居ると同様に、正しく理解せられたる法の概念の中に、「客觀的」法（形式的強制秩序としての）と「主觀的」法（私的意識力としての）との對立差別も亦征服せられて居る。即ち、吾人の法律地位は同時に、法及共同態に於ける吾人の持分といふ意味に於いて、「吾人の權利」(„Mein Recht“)であり、且つ全然同一なる意味に於いて、吾人の（即ち吾人に歸屬する）義務である。何となれば、若し吾人が共同態より出發して考へ、さうして、恰も一箇の強制秩序としての客觀的法と、個人の權力としての主觀的法とが相對立し得るものであり、共同態秩序と個々の共同態成員の法律秩序とが原則的に異なる二物であるとする觀念より解脱するならば、具體的法律地位の意味に於ける權利と義務とは、一にして二ならざるが故である(四五)。

(四二) 斯うした民族同胞の成員地位の原則的承認は、此の外にも亦現はれて居る。それは、一九三五年三月二十九日付國防軍の目的に對する土地供用に關する法律(Das Gesetz v. Über die Landbeschaffung für Zwecke der Wehrmacht) 第二條に依れば、國防の

目的の爲めに莊園を收用せられたる莊園主に對しては、再び土地を以て損害賠償を爲すべきことになつて居ることである。即ち彼には莊園主としての法律地位が飽くまで保證せらるゝのである。

(四三) ヴァルター・メルク著「獨逸法の成立と本質」(Walter Merck, „Werden und Wesen des deutschen Rechts“) (一九三五年刊) 九二頁以下參照。

(四四) 尙ほ、„Das Nationalsozialistische Handbuch für Recht und Gesetzgebung“ 九六一頁所載、ジーベルト稿「民法に於ける民族共同態」(Siebert, „Volksgemeinschaft im bürgerlichen Recht“) 並に、シエンフェルト著「法令集を基礎として觀たるランヨバルド種族の法律意識」(Schönfelder, Das Rechtsbewusstsein der Langobarden auf Grund ihres Edikts) (一九三四年刊) 九六頁參照。

(四五) 義務と權利との此の一致に關してはヘーゲルの「法律哲學」(Hegel, „Rechtsphilosophie“) 第五百五十四節、第五百五十五節及第二百六十一節(附記)參照。此處には、ヘーゲルの共同態倫理の基本思想の二が問題となつて居る。

B 他の民族同胞に對する關係より觀たる法律地位

次に吾人は第二の種類の法律地位に眼を轉じよう、それは前にも述べたる如く、共同態(民族共同態若しくはそれよりも狭き、例へば家族若しくは等族又は職業階級の如き共同態)内に於ける成員の地位を表現するといふよりも、寧ろ二人の民族同胞間の相互關係に關する法律地位である。此の場合に吾人が眞先に想起するものは債務關係、即ち買受人、賣渡人、賃借人、賃貸人としての地位である。此の場合に於いても亦、義務が最初にして基礎的なるものと看做されなければならない。併し乍ら、同じく義務と謂つても、例へば

代價を支拂ふべき義務の如きは、共同態より委託せられたる任務といふよりも、寧ろ、共同態並に他の民族同胞に對して（此の兩者は引離して考ふることを容さないものである）引受けられたる債務（Schuld）である、此の債務に相對して他の民族同胞の側に於いては、當に取得すべきもの（Ein Bekommensollen）が對立して居る、此の當に取得すべきものは、なるほど之を從來の意味に於ける彼れの「主觀的」法（權利）と觀念することは出来ないが、併し彼に歸屬する權利と觀念することが出来るものである。此の權利（Berechtigung）は、之を他人に讓渡することを妨げず、又、場合に依りては或る一債務と相殺せらるゝことも出来、更に之を拋棄することも（免除契約——Erlasvertrag——に依りて）可能である。要するに此の權利は、前に述べたる第一種の法律地位に依りて附與せられ、且つ同時に、義務となつて居るところの權能と同程度に權利者の法律地位及之と共に義務と結合せられて居るものではない。

併し乍ら此處で眞先に警告せられなければならないことは、右に示されたる兩者の差異を直に對立（反對）と早合點に決定して仕舞ふことの誤である點である。如何となれば吾人が既に述べたる如く、其の實共同態に於ける成員たる地位は既に亦、他の法律團體員に對する一定の諸關係をも包含するが故であり、さうして他方に於いては、若し一切の法が共同態法であるとすれば、他人に對する法律關係にして同時に共同態の秩序に影響し、隨つてそれと共に亦個人の成員たる地位にも影響せざるものはあり得ないからである。孰れの賣買も孰れの貸貸借も、民族同胞間の賣買若しくは貸貸借として民族共同態の凡ての要求の下に立ち、其の内

容に於いても亦、共同態よりして決定せらるゝのである。單に當事者たる箇々の法律團體員のみに交渉を有し、共同態の秩序の埒外に逸して或る程度まで之と風馬牛なる法律關係は決して存在し得ない。寧ろ凡ての民族同胞は、苟も彼等が法律團體員として相互接觸の中に入り、諸般の契約を締結し、若しくは履行し若しくは違反するところ、必ず法の中に立ち、彼等の行爲は、それが共同體の秩序を或は實行し若しくは侵害する點に於いて之に觸るゝところがある、隨つて彼等の其の都度の法律地位は、法を以て其の秩序とするところの共同態に於ける彼等の地位よりしてのみ之を理解しなければならない。さればこそ吾人は、成員たる地位に對しても、他の民族同胞に對する地位についても、共に「法律地位」（„Rechtsstellung“）といふ用語を固執し、さうして此の概念を具體的（konkret）に、換言すれば、概念に内在する辯證法的差別性に於いて理解する。此の場合、第一の意義、即ち成員たる地位としての意義、が辯證法的意味に於いて「包被的」（„übergreifend“）なる、換言すれば、第二の意義をも根本に於いて左右する、隨つて結局、其の概念全體に對して決定的なる意義である。吾人は、成員たる地位としての意義に於ける法律地位を、亦、「拘束せられたる」法律地位（Die „gebundene“ Rechtsstellung）とも名づける。それは此の地位全體も其の中に含まるゝ個々の權能も共に原則として之を處分することが出来ないものであること、並に、義務と權能とが不可分なることを表現せんが爲めである。之に對して吾人は第二種の法律地位を拘束せられざる（ungebunden）若しくは弛められたる（gelockert）法律地位と名づける。蓋し此地位は多くの場合に、地位其自體、若しく

は此の地位より抽出せられたる権限に對する若干の處分可能性が存在するからである。但し此の場合にも亦問題と爲り得るものは、單に法の中に於ける地位、即ち、あらゆる處分可能性がそれより抽出せられなければならないところの、民族共同態の秩序の中に於ける地位のみであることを忘れてはならない。

吾人が、他の民族同胞に對する一箇の關係としての法律地位より出發するならば、その場合の最初にして且つ基礎的なるものは、決して個々の權利ではなく、全體としての法律關係、一箇の生活狀態を其の秩序より觀たるものとしての法律關係である。凡ての義務を設定し、凡ての權利を供與するものは、「有機體」(„Organismus“)としての債務關係である(ジーベル)(四六)が、しかも此の債務關係は決して之を、幾つかの義務と幾つかの權利との總計に分解することが出来ないものである。然るに此の法律關係は、これ亦決して單に當事者間の關係としてのみならず、亦、客觀的法の關係として觀察せられなければならない。換言すれば、それは共同態秩序の一分節としてその中に編入せられなければならない。随つてそれは、其の内容を、唯一に其自體より、即ち個人意思等より享受するのみならず、之と相並んで亦、民族全體の秩序よりしても享受する、さうして共同態の諸般の要求と相容れなければならない。併し乍ら此の法律關係より生ずる凡ての個々の義務及凡ての個々の權利は、債務關係を一箇の全體として決定する思想、即ち其の關與者の相互の誠實義務といふ思想に依つて支配せられて居るのである。此等の義務と權利とは、謂はゆる「信義誠實」(„Treu und Glauben“)の要求が、當該の具體的法律關係の中に有する、極めて確定的なる意味に於い

て此の要求に服従しなければならないのである。關係當事者の相互的誠實の拘束は、更に其の上に位する共同體生活の諸要件に服従する。一切の權利は、獨り民族共同態の諸要求との一致に於いてのみ行使せられ得る、随つて其の内容に於いて制限せられて居る。權利内容に具體的制限あることを示すジーベルの權利濫用説(Die Lehre vom Rechtsmissbrauch)は、此の點を道破するものである(四七)。それ故に例へば買受人としての法律地位より抽出せられたる權利は、決して「其自體として」無制限なる主觀的法(權利)ではなしに、其の内在的限界として、共同態に適合せる行使の義務といふことを包蔵して居る。それが從來の意味に於ける「主觀的法」たる權利と原則的に區別せらるゝのは此の點に在る。權利と義務とが、全體としての法律關係よりして初めて抽出せられ、之に依りて其の範圍に制限を受くると同様に、權限を理由づくるものは、此處でも亦結局に於いて共同體の法の中に於ける地位を意味する、随つて單なる主觀的權限以上のものを意味するところの法律地位に外ならないのである。

(四六) H. ニーデルマイエル(H. Nideimayer)が指摘したる、謂はゆる個別債權(Die Einzelforderung)(之に關しては、Zentralblatt für die juristische Praxis, 誌一九三三年卷第三號にジーベルの評論がある)も亦、其自體としては、「全一的なる債務關係」(„Ganzes Schuldverhältnis“)として考へられ得る、随つて此の場合にも決して抽象的分割は行はれ得ない。

(四七) ジーベル稿「權利濫用の本質について」(Stierl, „Vom Wesen des Rechtsmissbrauchs“) (一九三四年)(本書所載)、並に同氏著「權利行使の失効と不許容」(„Verwirkung und Unzulässigkeit der Rechtsauffassung“) (一九三四年刊)八三頁以下參照。

斯くの如くにして、拘束せられざる法律地位についても亦、權利と義務との、抽象的なる分離は之を排斥すべきであり、權利其自身が、共同態に適合せる行使の義務よりして、其の都度の内容に於いて制限せらるべきであるが、併し此處では、拘束せられたる法律地位とは反對に、個々の權利と個々の義務との或る程度の獨立化の可能性が無いではない。併し乍ら斯の可能性は、此の場合に、一定の(四八)義務が、單に權利(權利濫用の學說の意味に於ける)の内在的限界であつて、權利の目的決定ではないといふことより生ずるものである。賣代金、賃貸料若しくは抵當利子の使用は、一般に賣手、賃貸人乃至抵當權者に對して指定せられない。此等債權者は、其の債權の實行に當つて、信義誠實の原則と、公益並に債務者の正當なる期待に對する考慮とより生ずる種々なる限界内に自己を保持して居りさへすればそれで十分である。更に此種の債權者に對しては、例へば莊園主、又は父、又は他人の財産の管理者の場合と反對に、彼れの權限の行使が同時に義務とせられない。彼は何時たりとも權限行使を拋棄することが出来る。同時に債權の讓渡及質入も原則として妨げない。此處に、斯種の債權の、其の根源たる債務關係に對する獨立化が最も強く現はれて居る。此等の凡てのことは、此の場合に於ける法律地位の構造が、拘束的にして解消不可能なる法律地位のそれと著しく異なることを示すものである。蓋し前者に在りては、權利者の處分力が尙ほ若干の意義を有つて居るからである。

(四八) 極めて一般的なる意味に於いては、此の場合にも亦、權利は義務の爲めに存在すと斷言することを妨げないことは謂ふまでも無い。

一箇の債權の讓渡に依つて、此の債權を以て表現せられて居る統一的法律關係は解消せられる。斯くの如く、法律關係を種々なる個別的債權に分裂せしむることは、或る程度まで經濟的要求として承認せらるゝことではあるが、併し時として幾多の憂ふべき結果に導くことが絶無ではなく、隨つて之に若干の制約を加ふることが必要である。今日の勞働關係に於けるが如く、將た又、既に從來の賃貸借關係に於いても之を見たるが如く、或る法律關係の人的要素が、其の純粹なる財産法的性質に對して優勢を占むる場合には、其の程度に比例して、例へば雇主なり、若しくは賃貸人なりが、任意に個々の請求權を他人に讓渡することは、時として信義誠實の義務に對する違反となることあり得る。それ故に最近大審院は、勿論別箇の眼點に依つて支持せられたる判決ではあつたが、其の中に序でながら次の如く宣言したのである。その要旨は、國家の官吏及恩給受領者の收入を、任意に分割したる額に於いて、一部は此の官吏又は恩給受領者本人に、一部は領收代理人に支拂ふことは、正常なる會計法の措置と相容れず、隨つてかくすることを國家に期待することは出来ないといふのであつた(四九)。しかも此の場合に主張せられた眼點に取つて、それが單なる領收代理人であるか、將た又、讓受人であるかは全然問ふところにあらざること勿論である。即ち、法律關係を決定する具體的なる信義誠實の義務よりして、個々の債權に對する處分力の一定の制限が生ずるのである。

(四九) 大審院判決集民事篇(Entscheidungen des Reichsgerichts in Zivilsachen) 第四百四十六卷四〇二頁。

現行民法が、貸貸人の法律地位の法律的地位の移轉といふことを認めて居るに拘はらず、今日尙ほ支配しつゝある學説が、法律上許容し得るものと考へて居るものは、單に個々の債權の讓渡であつて、全部の法律地位の移轉ではない(五〇)。併し乍ら、吾人が今此處に採つて居る立場よりすれば、寧ろ法律地位全部の移轉の方が、特にそれが原則として他の關係人の同意と結びつけられなければならないだけに、債務者が之を承知すること無しに可能であり、之が爲めに法律關係の統一性が破壊せらるゝ、個別的債權の讓渡よりも遙に無難にして危険少きものと考へられなければならない。例へば或る動産の貸貸人が此の動産を第三者に讓渡すると共に、貸貸借關係に基く一切の權利を後者に讓渡するが如き場合には、今日も尙ほ支配しつゝある學説は、頗る不合理なる結果に到達しなければならないのである。即ち此の場合に主潮的學説の想定するところに據れば、解約告知權は、依然として以前の貸貸人に殘留する。何となれば解約告知權は、返還請求權の從屬物(Akzesorium)ではなしに、移轉せらるゝことを得ざる貸貸人の地位其自體の從屬物であるとせらるゝからである(五一)。それ故に、民法第九百三十一條(第三者カ物ヲ占有スルトキハ所有者カ取得者ニ物ノ引渡請求權ヲ讓渡スルコトヲ以テ物ノ引渡ニ代フルコトヲ得——譯者補)に依りて所有權を取得したる、貸貸物の新しき所有者は、貸貸借契約に基く一切の權利が彼に讓渡せられて居るに拘はらず、貸借人に解約を告知することが出来ない。彼は何處までも讓渡人に續き、讓渡人が告知を發せんことを懇請しなければならないであらう。此處に再び理性が無意味と化する。即ち若し取得者が亦凡ての義務をも引受くるならば、その時

には、眞に全部の法律地位の移轉が實現するものであり、此の移轉の正當さを疑ふべき合理的根據は毛頭も存しない。若し然らずして權利と共に義務も亦移轉することがないものならば、その時には「貸貸借關係に基づいて生ずる凡ての個々の請求權」の讓渡も亦、許容すべからざるものと宣告せられなければならない筈である。何となれば、貸貸借關係について一部分は甲と交渉し、一部分は乙と交渉せんことを貸借人に強要することが出来ないからである。原則として一切の個々の請求權のみならず、亦將來の諸種の請求權をも、全部の法律關係の形態に顧慮すること無く讓渡することを許す民法の規定は、杓子定規的且つ抽象的であり、動もすれば共同思想と矛盾する結果に到達することを免れない(五二)。

(五〇) ジーベル著「債務法綱要」(Sivier, Grundriss des Schuldrechts) (一九三一年刊) 二一七頁參照。

(五一) 前掲 v. Thur 著書第一卷二二六頁參照。

(五二) ハインリヒ・ランゲ著「舊き債務法より新しき債務法」(Heinr. Lange, Vom alten zum neuen Schuldrecht) (一九三四年刊) 一三頁參照。

是に由つて之を觀れば、個々の民族同胞同志間に於ける法律關係に在つても亦、法律地位を義務と權利との双方を包括する一箇の法律的持分なりとする觀念より出發し、個々の權利(Berechtigung)や債權(Forderung)や乃至請求權(Anspruch)等を、最初にして基礎的なるものと看做さざることが大なる意義を有することは明かである。如何となれば、此等の個々の權利は、決して其自體として獨立に存在するものではなく、單に、民族同胞同志間に於ける一箇の法律關係として或は權利、或は債權乃至請求權といったやうなも

のとなつて現はる、生活關係の形態の表現たり、手段たるに止まり、随つて其の本質上、此の具體的な關係に依つて決定せられ制限せらるゝが故である。例を賣上代金債權と賃銀債權とに採つて謂ふならば、假に此の兩者が同一の金額を示すとしても其の内容は決して同一ではない。何となれば一方は、其の由來する具體的關係に基づいて、他に比すれば遙に強力なる幾多の拘束を包蔵して居るのみならず、他方、其の社會的機能の故を以て、諸種の優先權を例へば破産の場合に於けるが如くに享有して居るからである。故を以て、個別的債權の獨立性と自由處分可能性とは、如上の觀方よりすれば、最早、自明なるもの、或る程度まで自然なるもの、單に例外としてのみ缺くことを得る或るものではなしに、統一的なる法律地位の僅に一定の限度に於いてのみ是認せられ得る分解の結果として現はるゝものである。かくして吾人は、孰れの權利なるに論莫く其の内容と限界とが、専ら具體的に、當事者たる法律團體員の其の都度の生活關係と義務とよりしてのみ認識せられ得るとする點に於いて、權利超過(越權)としての「權利濫用」の説と一致する者である。

終に臨んで吾人は、弛めることの可能性と處分することの可能性との程度が、法律地位の種類異なるに随つて夫れ夫れ全然相異なるものであり、随つて無造作に拘束せられたる法律地位と拘束せられざる法律地位とを對立せしむることが出来ないといふことを、もう一度強調しなければならぬ。或る一箇の法律關係の關與者の信義誠實の拘束が強ければ強いほど、又、此の法律關係が、廣狹種々なる共同態に於ける民族同胞の成員たるの地位に觸るゝこと多ければ多いほど、其の法律地位は益々強く構造の全體に於いて「拘束

せられたる」法律地位に接近し、反對に、獨立して讓渡せられ得る多くの個別的權利に分解せらるゝ可能性、單なる個々の義務に分割せらるゝ可能性は益々減少するであらう。今日吾人は這般の消息を勞働關係に於いて明瞭に看取する(五三)。即ち要は、各個の法律地位の特異性を正しく認識することに歸するのである。かくして全體より觀れば、自然の趨勢は、拘束せられざる法律地位の形態を拘束せられたる法律地位の模範に従つて改造するか、若しくは形態を改造せざるまでも少くとも著しく後者に接近せしむる方向を探るであらう。

(五三) „Deutsches Arbeitsrecht“ 誌第三年卷(一九三五年)九五頁以下所載、ジーベルト稿「人身權的法律關係としての勞働關係」(Siebert, „Arbeitsverhältnis als personenrechtliches Rechtsverhältnis“) 參照。

併し乍ら、此處に擧示せられたる拘束的法律地位と非拘束的法律地位との差別が、將來に至つて全然消滅するであらうと推定することは出来ない。民族共同態が一箇の物若しくは一箇の任務範圍を吾人に委任して、吾人の獨自責任に基づく監護と形態化とに附し、之に依りて共同態内に於ける吾人の成員たるの地位、吾人の義務圈を劃するといふことと、吾人が單に或る一個の他人に或る物を給付すべき義務を課せらるゝに止まり、さうして此の他人が右の給付を要求し、且つ斯くの如き一箇の給付要求の可能性を何等かの方法樣式に於いて處分し得る状態に移さるゝといふこととの間には、到底看過すべからざる巨大なる差異が殘留する。假令吾人が此の給付要求の内容と分量とを如何に嚴密に具體的法律關係に従つて決定し、且つ之を更に

義務と結び付くるにもせよ、此の場合の義務はなるほど権利の内容を制限するには相違無いが、併し個々の権利自身は決して同時に義務ではないこと——これは権利拋棄の可能性に於いて示さるゝことである——並に一定の處分力が原則として引續いて存在することには、依然として何等の變動を見ない。必要なるは唯だ次の一事を明瞭に意識することである。即ち、若し一切の法律地位が共同態の法の中に於ける地位、共同態の秩序内に於ける地位であるならば、随つて個々の民族同胞の有する一切の處分力も亦、獨り共同態に於いてのみ設定せられ得ること、さればこそ共同態が此の處分力を附與することもあれば拒否することもあり、更に必要に應じて、先に一旦附與したる處分力を再び回收することも亦あり得ること、是れである。

若し共同態が、個人になるほど彼れの成員たるの地位に對する處分權こそ許與しないが、爾餘の民族同胞に對する彼れの權利關係については一定の處分權を讓歩するに吝かでないとするならば、それは、民族同胞相互間の種々なる關係に於いて、幾多の事件の處理の細目如何は、共同態に取つて無關心であり得るところより生ずる結果である。勿論世に共同態に取つて絕對に無關心なるものは存在しない。反對に、根本的には一切の事件が共同態の爲めに何時か一度は重要となり、其の場合には其の事件の處理が個人に取つて義務と爲り得る。併し乍ら瞬間的には共同態に取つて何等の重要性を有せず、随つて何等の禍害も無しに個人に委せ切りにして置くことを得るが如き事象は枚擧に遑が無い。甲は彼れの金錢を音樂會入場券に對して投じ、乙は之を遺足の爲め、若しくは一卷の書籍の爲め、若しくは一本の富籤若しくは一箇の流行品の購入の爲めに

投せんと欲するか否か、若しくは賣渡人が賣代金を請求するか轉引にするか、讓渡するか、乃至之を相殺の用に供するか否かについては、共同態は通例少くとも心を勞するを要しない。然るに、例へば其の輸入が外國爲替經濟上の理由よりして甚だ好ましからざるが如き外國商品、若しくは何等かの事情に因り共同態が、孰れかの他の場所に於いて痛切に之を必要とするが如き物品が問題となる場合には、之と趣を異にする。かかる場合に共同態は、此等の物品に對する處分を最早個人に委任すること無く、却つて一旦彼に附與したる處分權を回收するであらう。事茲に至らざる限り、共同態は、自ら萬事を決定することを斷念し、その代りに個々の民族同胞をして上に述べたる限度内に於いて決定せしむることが出来る。但だ吾人は、之に依つて舊時の「私權」(„Das Privatrecht“)の一片の餘蘖が尙ほ依然として殘存するものと信じてはならない。如何となれば、以上の如くにして尙ほ個人に委任せられたる一定の事項圈も亦、何時たりとも之を制限し若しくは其の形態を變更し得るところの共同態の立場よりして觀察せられなければならないからである。共同態の利益は就中、種々雜多なる拘束、即ち、謂はゆる「契約の自由」の縮小、一般的に確立せらるゝ「契約條件」及最後に、此の全領域を支配するところの取引慣習等の形式に於いて、右の事項圈をも貫流して居り、随つて實際上個人の絶對的なる決定自由といふものは何處にも存在しないのである。

C 總括

個人の抽象的意意思力の意味に於ける「主觀的法」(從來の權利)は、法律の中心的概念としての意義、並に「私權」の基礎概念としての意義を喪つた。此の「主觀的法」より出發する代りに、吾人は、法(Das Recht)換言すれば、共同態の生活秩序の中に於ける民族同胞の地位即ち法律地位といふことより出發する、さうして此の法律地位を、成員たる地位並に他の民族同胞及法律團體員に對する關係より觀たる地位、即ち民族同胞間の法律關係に於ける持分(分擔)と解する。第一次的に或る成員たるの地位を割成するところの法律地位は、民族同胞の任務たり且つ義務たるものである。此等の任務及義務は、各民族同胞の共同態に對する貢獻に應じて彼に歸屬するものといふ意味に於ける「彼れの分」(„Das Seinige“)として彼に割り當てらるゝものである。義務と權限とは此處では相互に引き離され得ない。此等は不可離的に成員たるの地位と結び付けられて居る。之に反して、共同態内に於ける一箇の任務と成員たるの地位を現はすよりも、寧ろ、兩餘の民族同胞に對する一箇の關係を現はすところの法律地位に在つては、斯くの如き緊密なる結合を弛めることが可能である。此處では吾人は、個々の權利(Einzelnere Berechtigung)といふものを認めることが出来る。但し此の語を抽象的なる意意思力と解せず、ジューベルトの學說の意味に於いて、民族同胞の具體的に制限せられ、拘束せられたる一箇の「可能」(„Können“)若しくは「許容」(„Dürfen“)と解することを要する。此の場合に於いても亦、出發點は、飽くまで共同態の法(Das Gemeinschaftsrecht)の一關係としての法律地位であつて、決して個々の權利であつてはならない、民族同胞の各個人に委付せらるゝあらゆる處

分權は、其の限界を、先づ第一に、相互が信義誠實に従つて行爲すべく義務づけられて居るところの民族同胞の間に於ける一箇の關係としての當該法律關係の趣旨に於いて見出だし、次には、其の一旦附與したる處分權を、必要に應じて何時たりとも回收することを得る共同態の一段高き利害關係に於いて見出だすのである。

以上の結果を總括して余は左の若干の肯定命題を樹立する。

- 一。權利能力(Rechtsfähigkeit)とは、若干の主觀的法——權利——を領有する能力の謂にあらすして、共同態の法律生活に參與し、民族共同態内に於ける一定の成員たる地位に就くべき能力の謂である。
- 二。「一切の人間」(„Jeder Mensch“)が人(Person)として權利能力があるのではない。權利能力あるは、獨り「法律團體員」(„Rechtsgenosse“)としての民族同胞(Vollsgenosse)のみである。外國人は客員として、一定の派生的にして制限せられたる權利能力を享有する。
- 三。民族同胞の法律團體員たる存在、並に之と共に有する彼れの具體的權利能力は、彼れの名譽(Ehre)と不可離である。名譽の減少は法律團體員たる存在の滅殺である。
- 四。民族同胞は、法律團體員として「主觀的」法の領有者ではない。彼は一定の法律地位に立ち、隨つて法の中に立つて居る。
- 五。法律地位(Die Rechtsstellung)は、民族同胞が共同態内に在つて占むる具體的なる成員たる地位の

表現であるか然らずんば、民族同胞相互間の或る法律關係の分擔の表現である。但し此の差別は一箇の抽象的なる對立にまで硬化せられてはならない。如何となれば民族同胞相互間の諸般の法律關係も亦、客觀的法 (Das objektive Recht) (共同態の) の關係であり、隨つて單に多數個人の利益の眼點よりしてのみならず、共同態の眼點よりして決定せらるゝが故である。

六。或る一箇の成員たる地位が其の中に表現せられて居るところの法律地位 (例へば、莊園主農夫の地位、若しくは親權の如し) は、共同態より委任せられたる任務を表はすものである。義務と權限とは此の場合には同一物である。其の法律地位も、將た又、それに基づく個々の一權限も之を處分することが出来ない。

七。民族同胞相互間の或る一箇の法律關係に對する分擔を表現して居るところの法律地位は諸般の義務と義務に依つて制限せられたる諸般の權利とを設定する。此等の義務及權利の内容は其の都度具體的に、右の法律關係の秩序と、共同態の法への其の編入配置とより發生し、さうしてジューベルトの「權利濫用」の學說の意味に於いて、一箇の制限せられたる内容である。此の種の法律地位、並に之に基づく個々の權利は、具體的秩序より發生する各限界の範圍内に於いて之を處分することを妨げない。此の一切の處分權能は、共同態の客觀的法より流出するもので共同態生活の諸般の要求に依つて制限せられ且つ取消さるゝを得るものである。

八。或る法律關係が、民族同胞の人身權的地位、及、之と共に成員的地位に觸るゝこと愈々強きに従つて、それは益々多く其の完成形態に於いて拘束せられたる (成員的) 法律地位に接近するであらう。(其の例は、勞働關係である)。

號數 年月 司法資料表題

第一號	大正二〇二	定型アル犯罪ノ調査(賭博編)
第二號	二〇三	第二回國際少年保護會議議事錄
第三號	二、一	國際刑事協會獨逸支部ニ於ケル保護制度創設ニ關スル會議議事錄
第四號	二、二	米國ノ家庭裁判所
第五號	二、三	獨逸ニ於ケル檢事局及司法警察
第六號	二、四	米國ニ於ケル少年裁判所ト社會
第七號	二、五	第二回國際少年保護會議提出報告書第一集
第八號	二、六	英國及ラエリノ警察
第九號	二、七	復權ニ關スル佛國法令
第一〇號	二、八	獨逸ニ於ケル調停手續ニ關スル規程
第一一號	二、九	佛國戰時家賃法伊國小作契約法
第一二號	二、一〇	英國ノ判事及ますたー論
第一三號	二、一一	英佛ノ辯護士法制
第一四號	二、一二	獨逸ノ辯護士法制
第一五號	二、一三	獨逸ニ於ケル監獄作業ノ經營並ニ管理ニ關スル調査報告
第一六號	二、一四	辯護士倫理
第一七號	二、一五	獨逸國調停法草案及同理由書
第一八號	二、一六	英國監獄制度
第一九號	二、一七	獨逸國少年福利法草案同理由書及確定法文

第一九號	大正三、四	獨逸國少年裁判所法草案及同理由書
第二〇號	三、五	市加古少年裁判所ノ研究
第二一號	三、六	勞働裁判法ニ關スル獨逸國裁判官會議議事錄及評論(附)統一の勞働法編纂委員會起草勞働裁判法私案
第二二號	三、七	獨逸國ニ於ケル暴利取締法及活動ノ實況
第二三號	三、八	戰前ニ於ケル獨逸國ノ社會的立法(附)丁抹ノ社會政策的立法概観
第二四號	三、九	獨逸國經營協議會法及關係法令集
第二五號	三、一〇	獨逸國ニ於ケル賃率契約、勞働者及使用者委員會並ニ勞働爭議ノ調停ニ關スル法制(附)調停制度概観
第二六號	三、一一	獨逸國ニ於ケル住宅及移住制度(附)英國ニ於ケル農業小作紛議仲裁ノ實況
第二七號	三、一二	短期自由刑論
第二八號	三、一三	西班牙國假釋放ニ關スル法令集
第二九號	三、一四	獨逸國ニ於ケル商工業者ニ關スル特別裁判法制
第三〇號	三、一五	獨逸國勞働裁判所法草案及理由書
第三一號	三、一六	獨逸國少年裁判所法
第三二號	三、一七	司法制度改良論
第三三號	三、一八	獨逸新經濟法
第三四號	三、一九	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(佛伊白蘭國之部)

第三五號 大正三、三	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ貸率契約ニ關スル立法例(英國及瑞西之部)	第四九號 大正三、七	米國ノ刑罰制度
第三六號 一、一	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ貸率契約ニ關スル立法例(丁抹瑞典諾威之部)	第五〇號 一、八	獨逸國民訴訟改正律令
第三七號 一、一	英國ニ於ケル略式刑事手續及寸こつとらんどニ於ケル刑事手續	第五一號 一、八	英國裁判所構成論(三、下級裁判所ノ部 其一、治安裁判所)
第三八號 一、二	佛國借家借地法	第五二號 一、九	英國裁判所構成論(四、下級裁判所ノ部 其二、州裁判所及検屍官裁判所ノ組織)
第三九號 一、二	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ貸率契約ニ關スル立法例(英國、加奈陀之部)	第五三號 一、九	英國裁判所構成論(五、中央審トシテノ英國高等法院ノ組織及權限)
第四〇號 一、三	佛國監獄制度及同職員令	第五四號 一、一〇	佛國商事裁判制度
第四一號 一、三	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ貸率契約ニ關スル立法例(南亞之部)	第五五號 一、一〇	獨逸國ニ於ケル裁判所ノ組織及ヒ刑事手續ニ關スル法令
第四二號 一、四	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ貸率契約ニ關スル立法例(澳洲之部)	第五六號 一、二	英國裁判所構成論(六、地方審トシテノ英國高等法院及其他ノ上級裁判所ノ組織)
第四三號 一、四	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ貸率契約ニ關スル立法例(米國之部)	第五七號 一、二	獨逸國勞務契約法草案及評論(附)佛國勞務法正文
第四四號 一、五	英國法律生活概要及同國ノ刑事訴訟制度	第五八號 一、三	米國少年裁判法
第四五號 一、五	英國裁判所構成論(一、英國裁判官ノ地位(附)司法行政機關)	第五九號 一、三	英國裁判所構成論(七、英國ニ於ケル非訟事件裁判所、特種裁判所及仲裁裁判所ノ組織(附)裁判所相互ノ關係)
第四六號 一、六	英國裁判所構成論(二、英國ニ於ケル起訴官廳及辯護士ノ地位)	第六〇號 一、四	不定期刑言渡ノ制度
第四七號 一、六	瑞西辯護士法	六一號 一、四	改善不能性犯人ノ處遇
第四八號 一、七	露西亞事情	六二號 一、四	英國刑事訴訟概観及巡回裁判所ニ於ケル訴訟記録
		六三號 一、四	北米合衆國裁判制度(一、聯邦司法省ノ組織、職制及裁判制度)

第六四號 大正四、三	獨逸國後見制度(前編)	第八〇號 大正四、三	刑罰ニ關スル制度(其二)
第六五號 一、三	獨逸國後見制度(後編)	八一號 一、三	北米合衆國の刑事裁判(其一)
第六六號 一、四	刑ノ執行猶豫制度	八二號 一、三	北米合衆國裁判制度(二、カリホルニヤ州ノ裁判制度)
第六七號 一、四	假釋放	八三號 一、三	北米合衆國の刑事裁判(其二)
第六八號 一、五	國際刑事學協會獨逸支部ニ於ケル行刑上ノ果進制度、宣誓セサル證人ノ處罰及ヒ不定期刑制度ニ關スル會議議事録	八四號 一、四	一九二五年獨逸刑法草案並ニ理由書(各論篇)
第六九號 一、五	諸國ノ刑法草案	八五號 一、五	陪審制度視察報告書集(附)がろそん教授述陪審制度論
第七〇號 一、六	英國司法警察論	八六號 一、五	刑罰に關する制度(其三)
七一號 一、六	英國ニ於ケル少年犯罪者ニ對スル刑法上ノ處遇	八七號 一、六	正義と貧民(其一)
七十二號 一、七	司法行政上ヨリ見タル普國區裁判所ノ實務(第一篇)	八八號 一、七	刑罰に關する制度(其四)
七三號 一、七	英國陪審ノ組織資格選定召集等ニ關スル省取調委員會報告書(附)金山檢事宇野判事視察報告書	八九號 一、七	刑罰に關する制度(其五)
七四號 一、八	漢堡ニ於ケル常設仲裁裁判所	九〇號 一、八	英國に於ける警察裁判所
七五號 一、八	司法行政上ヨリ見タル普國區裁判所ノ實務(第二篇)	九一號 一、八	司法行政上ヨリ見たる普國區裁判所ノ實務(第三篇)
七六號 一、九	獨逸國陪審裁判所記録(附)秋山檢事鈴木判事視察報告書	九二號 一、九	刑罰に關する制度(其六)完
七七號 一、九	刑罰ニ關スル制度(其一)	九三號 一、九	英國陪審の組織資格選定召集等ニ關する省取調委員會報告書 第二卷(其一)
七八號 一、一〇	佛蘭西の政治組織(現代佛蘭西の政治、行政及ヒ司法制度の概観)	九四號 一、一〇	諸外國に於ける辯護士制度概観
七九號 一、一〇	一九二五年獨逸刑法草案並ニ理由書(總則篇)	九五號 一、一〇	歐洲諸國に於ける上訴制度
		九六號 一、一〇	佛國裁判制度 第一(治安裁判所の組織及權限)
		九七號 一、一〇	

第九八號	大正三三三	佛國裁判制度(地方裁判所、控訴院、大審院の組織及權限)
第九九號	二、三	國際行刑會議報告書集(一)
第一〇〇號	三、一	國際行刑會議報告書集(二)
第一〇一號	三、一	公の秩序に對する犯罪に關する比較法制論(其一)
第一〇二號	三、二	公の秩序に對する犯罪に關する比較法制論(其二)
第一〇三號	三、二	英國陪審の組織資格選定召集等に關する省取調委員會報告書 第二卷(其一)
第一〇四號	三、三	司法ニ關スル法制
第一〇五號	三、三	司法行政上より見たる普國區裁判所の實務(第四篇)
第一〇六號	三、四	司法行政上より見たる普國區裁判所の實務(第五篇)完
第一〇七號	三、四	保安處分
第一〇八號	三、五	陪審裁判所に於ける發問(總則篇)
第一〇九號	三、五	陪審裁判所に於ける發問(各論篇)
第一一〇號	三、六	アト・ウエブスター事件の陪審公判(英國著名裁判 其一)
第一一一號	三、六	單獨判官と司法官制
第一一二號	三、七	國際行刑會議報告書集(三)
第一一三號	三、七	國際行刑會議報告書集(四)
第一一四號	三、八	佛國刑事裁判所の組織及び司法警察
第一一五號	三、八	チエツコ・スロウアキア共和國の刑法典草案及同理由書(總則篇)
第一一六號	三、九	米國の勞働法制(上)
第一一七號	三、九	米國の勞働法制(下)
第一一八號	三、〇	刑法草案集(瑞西一九一八年案、埃一九二二年案、伊一九二一年案)
第一一九號	三、〇	チエツコ・スロウアキア共和國の刑法典草案及同理由書(各論篇)
第一二〇號	三、二	佛國陪審に於ける發問の方式とその判例
第一二二號	三、二	賭博に關する調査
第一二三號	三、三	佛國の檢察制度
第一二四號	三、三	フレデリック・バイウオスター及エディス・トムソン事件の陪審公判(英國著名裁判 其二)
第一二五號	三、三	一九二七年獨逸刑法草案並に理由書(總則篇)
第一二六號	三、三	大逆罪に關する比較法制資料
第一二七號	三、四	一九二七年獨逸刑法草案並に理由書(各論篇)
第一二八號	三、四	刑法改正に關する比較法制資料(前篇)
第一二九號	三、五	刑法改正に關する比較法制資料(中、後篇)
第一三〇號	三、六	佛國裁判所の構成ニ關スル法令
	三、七	米國裁判所の組織及び訴訟手續

第一三一號	昭和三三	ソヴィエト露西亞の法制(前篇)
第一三二號	三、〇	ソヴィエト露西亞の法制(後篇)
第一三三號	三、二	限定責任能力者社會上危險なる精神病者及犯罪的常習飲酒者に對する處遇
第一三四號	三、二	一九二七年伊太利刑法豫備草案
第一三五號	三、三	治安判事論
第一三六號	三、一	各國政府の報告に據る私生子の地位に關する研究
第一三七號	三、二	刑の量定(前篇)
第一三八號	三、三	刑の量定(後篇)
第一三九號	三、四	佛に於ける家族制の變遷
第一四〇號	三、五	陪審裁判手續に關する間(前篇)
第一四一號	三、六	陪審裁判手續に關する間(後篇)
第一四二號	三、七	德川禁令考後聚(第一帙)
第一四三號	三、八	獨逸司法制度(前篇)
第一四四號	三、九	獨逸司法制度(後篇)
第一四五號	四、〇	ソヴィエト露西亞民法(前篇)
第一四六號	四、二	ソヴィエト露西亞民法(後篇)
第一四七號	四、三	アメリカ合衆國に於ける少年裁判所
第一四八號	四、一	ソヴィエト露西亞刑法
第一四九號	三、二	ソヴィエト露西亞裁判所構成法刑
第一五〇號	三、三	英米獨佛の手形法及小切手法
第一五一號	三、四	德川禁令考後聚(第二帙)
第一五二號	三、五	佛國民商事裁判管轄
第一五三號	三、六	佛蘭西に於ける檢事の職務
第一五四號	三、七	獨逸刑法及び行刑法施行法草案
第一五五號	三、八	獨逸刑法及び行刑法施行法草案理由書
第一五六號	三、九	國際行刑會議報告書集 五
第一五七號	三、〇	國際行刑會議報告書集 六
第一五八號	三、二	國際行刑會議報告書集 七
第一五九號	三、三	德川禁令考後聚(第三帙)
第一六〇號	三、一	少年保護司指針
第一六一號	三、二	米國イリノイ州に於ける不定期刑言渡並に假釋放に關する調査
第一六二號	三、三	一九二九年末現行カリホルニヤ州刑法(前篇)
第一六三號	三、七	一九二九年末現行カリホルニヤ州刑法(後篇)
第一六四號	三、八	佛國司法制度(前篇)
第一六五號	三、九	佛國司法制度(後篇)
第一六六號	三、〇	德川禁令考後聚(第四帙)
第一六七號	三、一	支那歷代刑事法制的思想(上卷)
第一六八號	三、二	支那歷代刑事法制的思想(下卷)

第一六九號	昭和七、四	司法事務の經費節減、簡易化及促進 (獨逸裁判所書記同盟の改革案)
第一七〇號	七、六	德川禁令考(第一條)
第一七一號	七、八	刑事事件集(附)刑事事件取扱小手引
第一七二號	七、二〇	ソヴェート法の理論
第一七三號	七、三	德川禁令考(第二條)
第一七四號	八、三	德川禁令考(第三條)
第一七五號	八、五	民事事務修習の案
第一七六號	八、八	德川禁令考(第四條)
第一七七號	八、九	一九三一年獨逸新民事訴訟法草案並 に説明書(一)
第一七八號	八、一〇	一九三一年獨逸新民事訴訟法草案並 に説明書(二)
第一七九號	八、二	捜査事務に就て
第一八〇號	八、三	德川禁令考(第五條)
第一八一號	八、一	獨逸刑法第一讀會終了(一九三〇年)
第一八二號	八、二	犯罪生物學原論
第一八三號	八、四	德川禁令考(第六條)
第一八四號	八、五	ナチスの刑法(プロシヤ邦司法大臣 の覺書)
第一八五號	八、七	プロシヤに於ける司法官教育關係法 令彙纂
第一八六號	八、八	英國に於ける裁判と警察
第一八七號	八、九	德川民事慣例集(人事ノ部) 時代

第一八八號	昭和九、二〇	一九三二年フランス刑法改正豫備草 案(總則)並にポイランド改正刑法 及ポイランド違警罪法
第一八九號	九、二	取締法規違反の定型(附)特別刑法 に於ける犯罪主體と刑罰主體の異な る場合の歸納的觀察
第一九〇號	九、三	米國ユタ州に於ける不定期刑言渡 宣告猶豫及假釋放に關する調査
第一九一號	一〇、一	一九三〇年獨逸刑法草案並に現行獨 逸刑法典(附)重要附屬法令
第一九二號	一〇、二	德川民事慣例集(動産ノ部)
第一九三號	一〇、三	獨逸裁判所構成法及同刑事訴訟法
第一九四號	一〇、四	一九二八年スベイン刑法
第一九五號	一〇、五	ポイランド新民事訴訟法(一九三三 年)
第一九六號	一〇、六	獨逸刑法提要(上)
第一九七號	一〇、七	ソヴェイト・ロシアは犯罪を克服 する
第一九八號	一〇、八	伊太利刑法典
第一九九號	一〇、九	伊太利刑事訴訟法典 附伊太利重罪 法院條例
第二〇〇號	一〇、一〇	一九二二年 第二回 海牙萬國手形 法統一會議議事錄
第二〇一號	一〇、一〇	一九二二年海牙に於ける爲替手形及 約束手形に付ての審査委員會會議記 録

第二〇二號	昭和一〇、二	中華民國刑法・刑事訴訟法
第二〇三號	一〇、三	ユーゴスラヴキヤ新民事訴訟法
第二〇四號	一一、一	獨逸刑法提要(中)
第二〇五號	一一、一	德川民事慣例集 不動産ノ部(上)
第二〇六號	一一、二	佛國刑事訴訟法
第二〇七號	一一、三	伊太利刑法典報告
第二〇八號	一一、三	伊太利刑事訴訟法典報告
第二〇九號	一一、四	佛國民事訴訟法改正草案
第二一〇號	一一、四	米國に於ける指紋採取法(附)沃度 を以て檢出したる潜在指紋の定着方 法(獨)我司法省指紋採取規程 並指紋分類規程及同規程附表
第二一一號	一一、五	ナチスの法制及び立法綱要(刑法及 刑事訴訟法の部)
第二一二號	一一、五	英國の刑事裁判
第二一三號	一一、六	德川民事慣例集 不動産ノ部(下)
第二一四號	一一、六	個人主義的國家概念と法人國家
第二一五號	一一、七	獨逸刑法提要(下)
第二一六號	一一、八	德川民事慣例集 訴訟ノ部
第二一七號	一一、九	ドイツに於ける刑事訴訟手續並に行 刑制度の改正について
第二一八號	一二、〇	新獨逸刑法に對する國民社會主義的 綱領(第一部)
第二一九號	一二、二	民事司法の疾患外三篇

第二二〇號	昭和一二、二	刑事政策(犯罪學を基礎とする)
第二二一號	一二、三	德川裁判事例(刑事ノ部)
第二二二號	一二、三	一九三〇年獨逸國株式會社法及 株式會社法草案並に說明書 一九三一年九月獨逸國株式會社 法改正に關する緊急律令
第二二三號	一二、一	一九三五年六月二十八日の獨逸刑法 の改正條文と各理由書
第二二四號	一二、二	獨逸辯護士の新職務法(附)改正獨 逸辯護士法條文
第二二五號	一二、三	佛國法學通論
第二二六號	一二、三	初等英法教科書
第二二七號	一二、四	フランス、ドイツ及イギリスに於け る裁判所と判事
第二二八號	一二、四	第十一回國際刑法及び監獄會議關係 論文集
第二二九號	一二、五	滿洲帝國新刑法典同草案同施行法新 刑事訴訟法典同草案
第二三〇號	一二、六	獨逸刑事判決の作成
第二三一號	一二、七	新法律學の基本問題

IL5R46







